

飯能市こどもの居場所づくり事業継続支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けながら、こどもの居場所づくり事業を継続している団体に対し、こどもの居場所づくり事業を継続するための支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の支援金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において「こどもの居場所づくり事業」とは、無料又は低額で、こども食堂、フードパントリー等（以下「こども食堂等」という。）又は学習支援、体験活動、プレーパーク等により、こどもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを行う事業をいう。

(支援対象団体)

第3条 支援金の交付の対象となる団体は、令和7年6月1日現在において飯能市内で活動する団体のうち、令和7年度におおむね5回以上こどもの居場所づくり事業を計画しており、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 支援金を申請する時点において、活動を休止している団体又は活動の休止が決定している団体
- (2) 飯能市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が加入している団体
- (3) その他市長が適切でないと認める団体

(支援対象経費及び支援金の額)

第4条 支援金の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、こどもの居場所づくり事業に要する費用とする。

2 支援金の額は、支援金対象経費に相当する額とし、1団体当たり4万円を限度とする。ただし、こども食堂等を実施している団体は、1団体当たり6万円を限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の概要を示す書類
- (2) 団体の令和7年度の活動内容及び収支を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、令和7年9月30日までにを行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第8条第1項の通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(支援金の概算払)

第7条 市長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、支援金の概算払をすることができる。

(実績報告書)

第8条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書は、補助対象事業完了後30日以内又は、令和8年2月28日のいずれか早い日に提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式4号により行うものとする。

(交付請求書の様式)

第10条 規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、飯能市こどもの居場所づくり事業継続支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。